

# 第6次山ノ内町総合計画 後期基本計画 策定方針

## 1. 計画策定の趣旨

本町では、令和3年3月に策定した総合計画の基本構想において、町が目指す将来像を「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土」と定め、計画期間である10年間をそれぞれ5年間ずつに前期と後期に分け、基本計画を策定し、各種施策を展開することで、まちづくりを進めてきました。

この度、前期基本計画の計画期間が令和7年度をもって終了することに伴い、本町の取り巻く課題への対応と総合的なバランスのとれたまちづくりの実現を図るため、令和8年度から令和12年度の5年間を計画期間とする「第6次山ノ内町総合計画後期基本計画」を策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、前期基本計画に引き続き、本町の「人口減少・少子高齢化対策」に資する事業を重点プロジェクトに位置付け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体となるよう整合性を図っていきます。

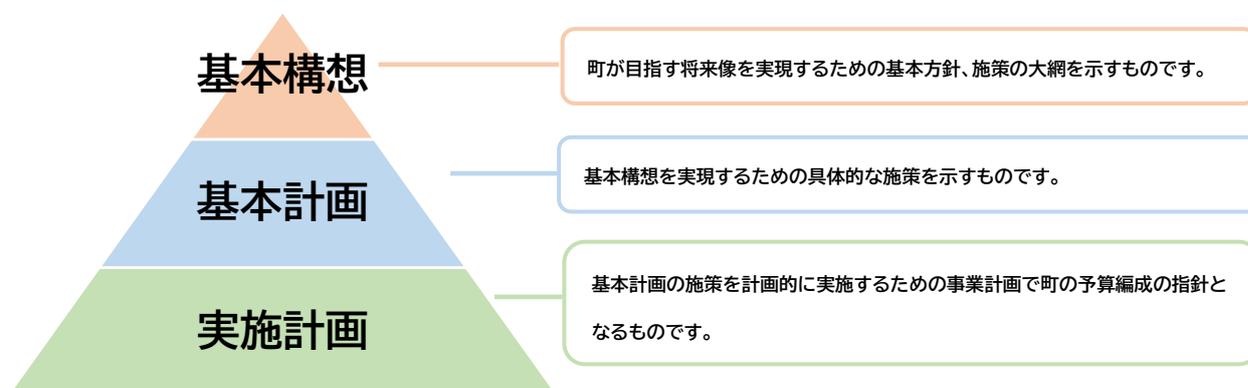
## 2. 総合計画の概要

第6次山ノ内町総合計画は、町の将来像やまちづくりの方向性を定め、それを実現するための方策を示し、長期展望に立った総合的・計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となるもので、山ノ内町の行政運営において最上位の計画です。

同時に町民や各種団体など民間活動の指針として、住民協働による「まちづくり計画」と位置づけられ、さらに国・県、周辺自治体等との広域的な行政に対し、本町のまちづくりの方向を示し、相互に連携、協力しながら町の課題解決を図っていくための基礎となるものです。

## 3. 計画の構成

第6次山ノ内町総合計画は、「基本構想(10か年計画)」、「基本計画(5か年計画)」及び「実施計画(3か年計画)」をもって構成します。

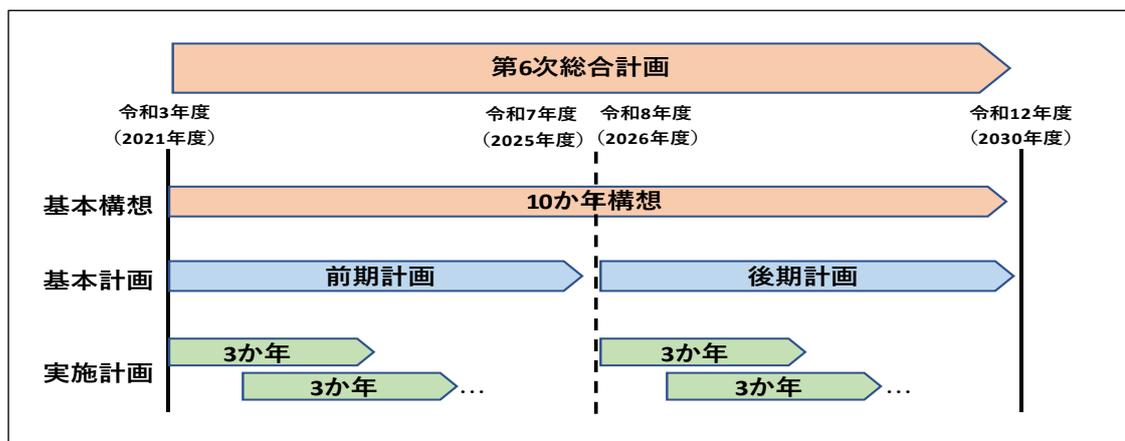


## 4. 計画期間

総合計画における「基本構想」は、今後の社会経済情勢の変化を見据えながら長期的視点に立ったまちづくりを行うため、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間としています。

「基本計画」は、「基本構想」の計画期間である10年間の前期と後期に分け、それぞれ5年間の計画期間としています。

「実施計画」は、予算編成の指針として適切に管理できる期間として3年間の計画期間とするとともに、ローリング方式により毎年度見直しを行います。



## 5. 後期基本計画策定の考え方

後期基本計画は、前期基本計画を検証した上で、基本構想の実現に必要な体系と内容で策定します。(別紙1)

### (1) 前期基本計画の成果と課題を踏まえた計画

前期基本計画の施策の達成度や課題を検証し、その結果を後期基本計画に反映していく計画とします。

### (2) 町民と将来のまちづくりの方向性を共有できる、わかりやすい計画

計画策定の初期段階から若者や外国人を対象にワークショップを開催し、まちづくりの方向性を共有し、共に実行できる、わかりやすい計画とします。

### (3) 社会経済情勢を的確に把握し、時代のニーズに対応した計画

人口減少や更なる少子高齢化が進行、地域コミュニティの変化、防災意識の高まりなどの社会経済情勢を的確に把握するとともに、多様化する町民ニーズに対応していく計画とします。

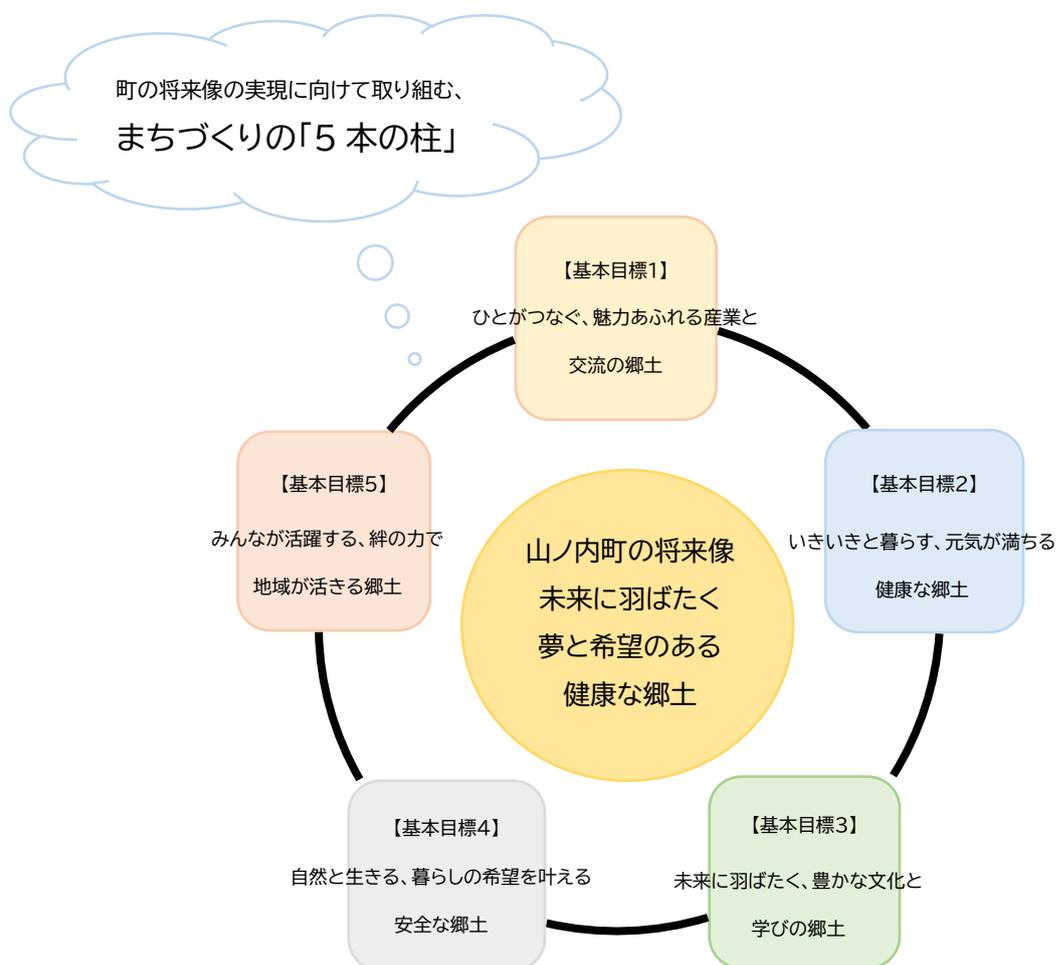


#### (4) 施策分野ごとの個別計画の上位計画としての計画

総合計画は、行政全ての分野を総合的・体系的に示す上位計画であるため、施策分野ごとの個別計画は、総合計画と整合・連携・連動を図っていきます。

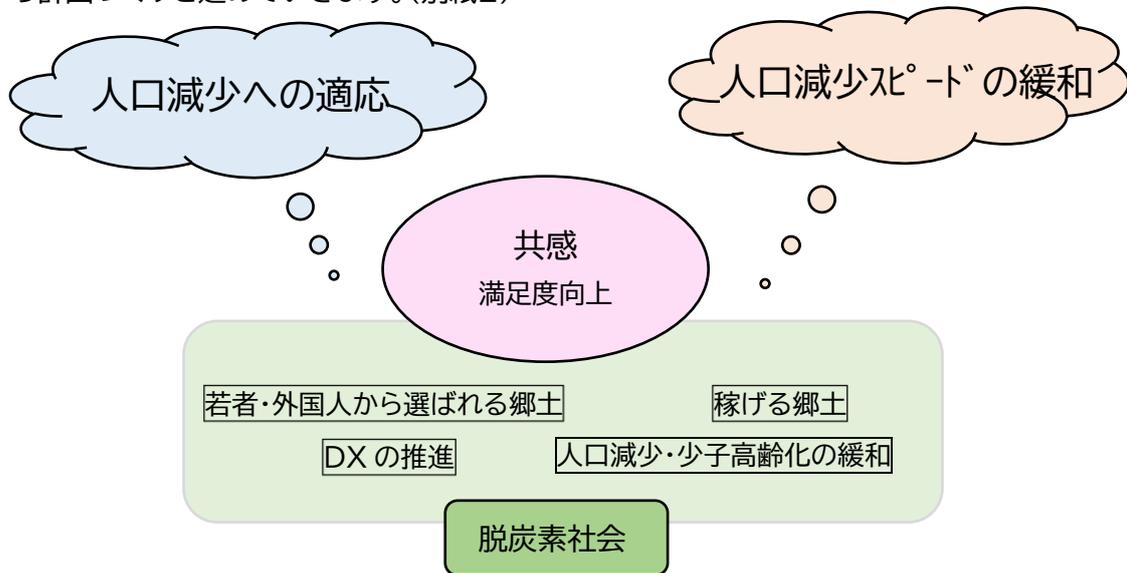
#### (5) 実現性及び実効性の高い計画

限られた財源の中で、実現可能な計画づくりを行うとともに、行政評価等による見直しや改善を図りながら、適切に事業を展開できる計画とします。



## 6. 計画策定において意識する事項

後期基本計画の策定にあたっては、人口減少の事実を町民と共有し、次の事項に留意しながら計画づくりを進めていきます。(別紙2)



### (1) 人口減少・少子高齢化の緩和を目指す郷土

総合計画基本構想における令和12年の目標人口10,500人以上(人口ビジョン)を維持できる計画とします。また、本格的な少子高齢化の緩和に対応した計画とします。

### (2) 脱炭素社会の実現を目指す郷土

持続可能な郷土の実現に向け、「山ノ内町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、2050年までにCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指す計画とします。

### (3) 若者・外国人から選ばれる郷土

多様な住民が安心・快適に暮らせる環境と魅力ある地域づくりを進め、「住み続けたい郷土」・「選ばれる郷土」の実現を目指す計画とします。

### (4) 稼げる郷土

地域の特性を活かし、独自のブランド力を強化することで、産業振興と関係人口の拡大により、町内外から稼ぎを生む経済の土台を整え、「稼げる郷土」の実現を目指す計画とします。

### (5) DXを推進する郷土

行政分野のデジタル化により、利便性と効率性を高め、誰もが取り残されないスマートな郷土を実現する計画とします。



## 7. 計画策定に向けて実施する取組

---

### (1) まちづくりアンケート調査

町の現状、行政に対する住民の意識、更には将来の振興方向に対する要望等の傾向を把握し、計画に反映させていきます。

- ・対象者は、16歳以上の町民1,000人を無作為抽出により実施。
- ・回答方法は、インターネットまたは、地区統計調査員による回収。

### (2) まちづくりワークショップ

関係機関及び今後のまちづくりを担う若者・外国人等の町政への関心を高める機会とするとともに、本町の施策等に関する提案をいただき、計画に反映させていきます。

### (3) 各種団体等から課題・解決策の意見聴取

町の産業関連団体等から町の課題・解決策を聴取し、計画に反映を行います。

- ・産業別に各種団体に出向き、課題・解決策を聴取。
- ・地域における課題等を把握すると共に、計画概要を公表するなかで、町民からの意見・要望を把握し、計画に反映させます。

### (4) パブリックコメントの実施

計画案等を公表し、町民からの意見や情報を求め、提出された意見等を考慮して計画案を策定していきます。

### (5) 専門機関の活用

総合計画については、よりわかりやすく、読みやすく、また、効率的、効果的に作業を進めるため、研究機関などの外部専門機関を活用することとします。

ただし、自らがつくる総合計画を基本スタンスとし、支援は必要最小限にとどめることとします。



## 8. 計画の策定手法及び組織体制

### (1)山ノ内町総合計画審議会(部会)

本計画は、山ノ内町総合計画審議会条例に基づき、同審議会を最終審議機関とし、諮問・答申を得るものとします。

### (2)庁内策定組織

本計画の策定にあたっては、部門間の連絡調整が必要であり、また諸施策に関する調整・協調も不可欠であることから、計画策定のための庁内組織を作り、作業を進めることとします。

#### 庁内策定委員会(幹事会・部会)

総合計画の素案・原案を策定します。

委員及び幹事をもって構成し、委員長には副町長があたり、各課等の長を委員とします。また、幹事は総合調整会議幹事とします。

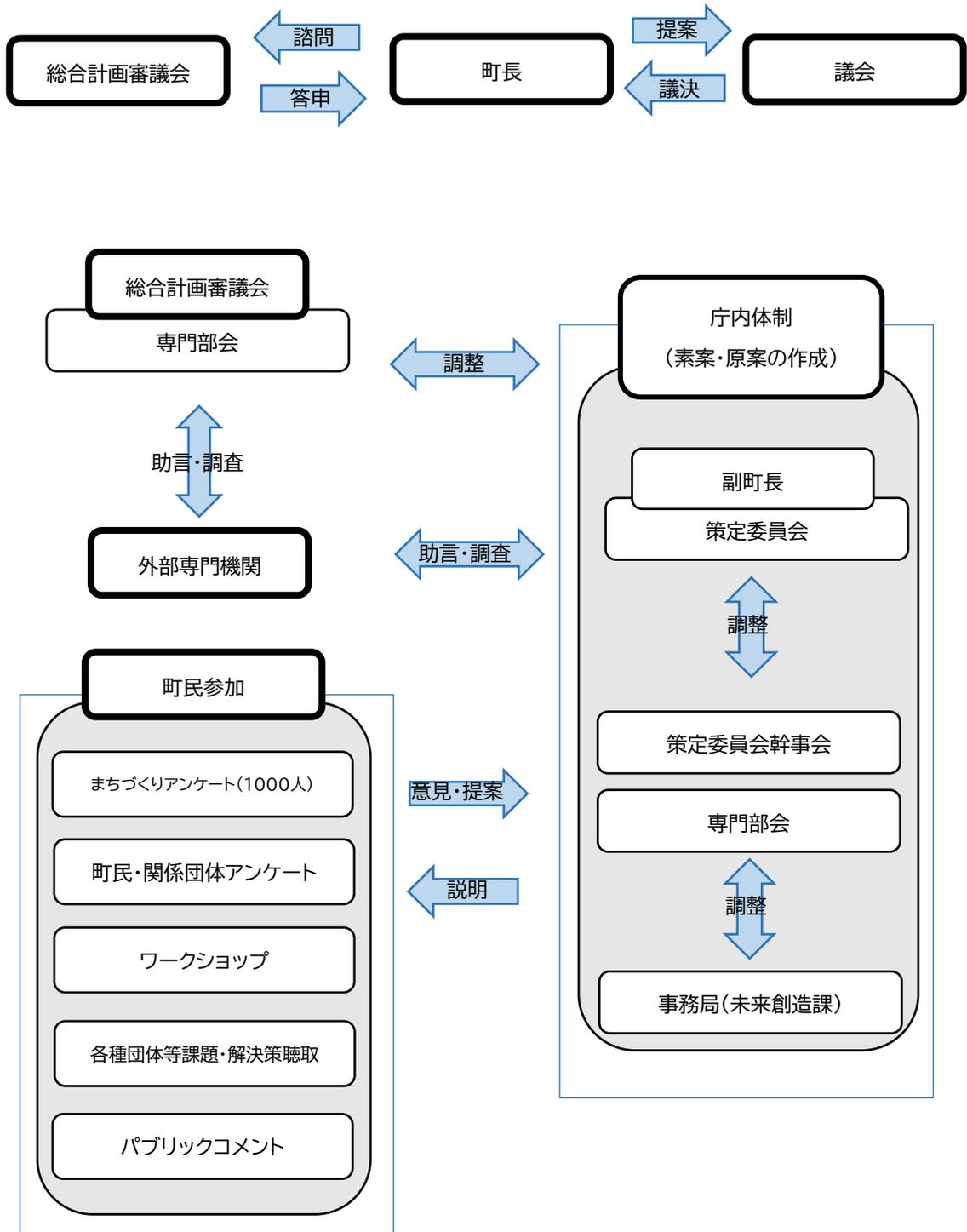
### (3)策定スケジュール

後期基本計画の策定に向け、下記のスケジュールにて策定を目指します。

|                | 令和6年度 |   |    |   |    |   | 令和7年度 |   |    |   |    |   |    |   |    |   |     |   |     |   |     |   |   |   |
|----------------|-------|---|----|---|----|---|-------|---|----|---|----|---|----|---|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|---|---|
|                | 2月    |   | 3月 |   | 4月 |   | 5月    |   | 6月 |   | 7月 |   | 8月 |   | 9月 |   | 10月 |   | 11月 |   | 12月 |   |   |   |
|                | 上     | 中 | 下  | 上 | 中  | 下 | 上     | 中 | 下  | 上 | 中  | 下 | 上  | 中 | 下  | 上 | 中   | 下 | 上   | 中 | 下   | 上 | 中 | 下 |
| 総合計画審議会        |       |   |    |   |    |   |       |   |    |   |    |   |    |   |    |   |     |   |     |   |     |   |   |   |
| 部会             |       |   |    |   |    |   |       |   |    |   |    |   |    |   |    |   |     |   |     |   |     |   |   |   |
| 庁内策定委員会(町)     |       |   |    |   |    |   |       |   |    |   |    |   |    |   |    |   |     |   |     |   |     |   |   |   |
| 幹事会            |       |   |    |   |    |   |       |   |    |   |    |   |    |   |    |   |     |   |     |   |     |   |   |   |
| 部会             |       |   |    |   |    |   |       |   |    |   |    |   |    |   |    |   |     |   |     |   |     |   |   |   |
| まちづくりアンケート     |       |   |    |   |    |   |       |   |    |   |    |   |    |   |    |   |     |   |     |   |     |   |   |   |
| ワークショップ        |       |   |    |   |    |   |       |   |    |   |    |   |    |   |    |   |     |   |     |   |     |   |   |   |
| 各種団体から課題・解決策聴取 |       |   |    |   |    |   |       |   |    |   |    |   |    |   |    |   |     |   |     |   |     |   |   |   |
| パブリックコメント      |       |   |    |   |    |   |       |   |    |   |    |   |    |   |    |   |     |   |     |   |     |   |   |   |



## 後期基本計画策定体制図



# 施策の体系

前期基本計画

施策の体系

**第1章** ひとつがたく、魅力あふれる産業と交流の郷土  
(産業・交流・移住定住)

**第1節** ひとつがたく観光の郷土づくり

1. 観光
  - (1) コネスコエコパークの特色を活かした観光地づくり
  - (2) 国際的な観光地づくり
  - (3) 魅力的な観光地づくり
  - (4) おもてなしの観光地づくり
  - (5) 誘客プロモーション活動の積極的展開

**第2節** ひとつがたる産業の郷土づくり

1. 農業
  - (1) 農産物の高付加価値化
  - (2) 経営体制の充実
  - (3) 生産基盤整備の推進
2. 林業
  - (1) 森林の整備・保全
  - (2) 森林資源の活用
  - (3) 有害鳥獣対策
3. 商工業
  - (1) 持続可能な経営基盤の強化
  - (2) 雇われ創出のための小売業の振興
  - (3) 生業となる伝統産業の振興
4. 雇用・就労対策
  - (1) 就業環境の充実
  - (2) 勤労福祉の充実

**第3節** ひとつをたげる交流の郷土づくり

1. 都市・国際交流
  - (1) 都市交流の促進
  - (2) 関係人口の獲得
  - (3) 多様な国際交流の促進
2. 移住定住
  - (1) 支援体制の充実
  - (2) 居住環境の確保
  - (3) シティプロモーションの推進

**第2章** いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土  
(保健・医療・福祉)

**第1節** 希望の出会いと安心して子育てできる郷土づくり

1. 出会い〜子育て
  - (1) 婚活支援活動の推進
  - (2) 子どもと母親の健康づくりの推進
  - (3) 子育て支援の充実
  - (4) 保育サービスの充実
2. 児童福祉
  - (1) 子どもの居場所づくり
  - (2) 児童虐待防止等に関する支援体制づくり

**第2節** いきいきと元気に安心して暮らせる健康長寿の郷土づくり

1. 健康増進
  - (1) 健康づくりの推進
  - (2) 生活習慣病等の予防及び重症化予防の推進
  - (3) こころの健康づくりの推進
2. 地域医療
  - (1) 安心して受診できる環境づくり
  - (2) 国民健康保険制度の安定運営

**第3節** 地域の絆で支えあう福祉の郷土づくり

1. 地域福祉
  - (1) 皆で支えあう地域福祉社会づくり
  - (2) 地域福祉を支える人材育成
  - (3) 生活困窮者への自立支援
2. 高齢者福祉
  - (1) 高齢者の生きがいづくり
  - (2) 高齢者の生活環境づくり
  - (3) 介護予防事業の充実
  - (4) 介護保険サービスの充実
3. 障がい者福祉
  - (1) 社会参加しやすい環境づくり
  - (2) 障がい者の生活支援の充実
  - (3) 障がい者・家族に対する相談支援の充実

**第3章** 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土  
(教育・文化・スポーツ)

**第1節** 健やかで未来につながる人を育む

1. 学校教育
  - (1) 就学環境の充実
  - (2) 確かな学力の育成
  - (3) 地域とともにある学校づくり
2. 青少年の育成
  - (1) 健全育成のための協働
  - (2) 豊かな心を育む教育の充実と支援
3. 高等学校以上の教育の振興
  - (1) 就学の支援

**第2節** 豊かな心を育み、共に学び、楽しむ

1. 生涯学習
  - (1) 生涯学習の充実
  - (2) 図書館サービスの充実
2. スポーツ活動
  - (1) 生涯スポーツ活動の充実
  - (2) 競技スポーツの振興
  - (3) スポーツ環境の充実

**第3節** 未来につながる文化に親しむ

1. 伝統・文化
  - (1) 文化財の保護と活用
  - (2) 町文化を生かした交流支援
2. 町民文化
  - (1) 文化芸術活動の充実
  - (2) 文化芸術団体、指導者の育成

**第4章** 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土  
(都市基盤・自然環境・生活環境・防災)

**第1節** うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土をつくる

1. 土地利用
  - (1) 国土利用計画との調整
  - (2) 適正な土地利用の誘導
  - (3) 魅力ある街並みの形成
2. 住宅環境
  - (1) 良好な住環境づくり
  - (2) 公営住宅の整備・改善
3. 交通体系
  - (1) 地域を結ぶ道路づくり
  - (2) 人にやさしい道づくり
  - (3) 地域公共交通の充実
4. 上・下水道
  - (1) 飲用水の安定供給
  - (2) 水道事業の健全運営
  - (3) 下水道事業の推進
  - (4) 下水道事業の健全運営
5. 公園・緑地
  - (1) 公園・緑地の整備

**第2節** 自然と人が調和する持続可能な郷土をつくる

1. ユネスコエコパーク
  - (1) 自然環境の保護保全
  - (2) 自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育
  - (3) 文化的・社会経済的に持続可能な地域づくり
2. 景観
  - (1) 良好な景観の形成
  - (2) 町民の景観育成活動の促進
3. 環境・衛生
  - (1) 快適な生活環境づくり
  - (2) 環境負荷の少ない循環型社会づくり

**第3節** 人とのつながりで希望のある安心な郷土をつくる

1. 交通安全・地域安全
  - (1) 交通安全対策の充実
  - (2) 地域防災対策の充実
2. 消費生活
  - (1) 消費生活に関する啓発活動の推進
  - (2) 消費生活相談の充実

**第4節** 守りあい・支えあいによる安全な郷土をつくる

1. 防災
  - (1) 地域防災力の向上
  - (2) 防災体制の充実強化
  - (3) 災害未然防止対策の充実

**第5章** みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土  
(協働・行財政・人権)

**第1節** みんなが活躍する協働の郷土づくり

1. コミュニティ
  - (1) コミュニティ意識の醸成
  - (2) コミュニティ活動の充実
2. 町民参加
  - (1) 協働のまちづくりの推進
  - (2) 情報共有の充実

**第2節** 健全な財政運営と確実な行政経営の郷土づくり

1. 行政サービス
  - (1) 窓口サービスの充実
  - (2) 職員の資質向上の推進
2. 行財政運営
  - (1) 行政経営の効率化
  - (2) 健全な財政運営
3. 広域行政
  - (1) 広域行政の推進

**第3節** 人と人が尊重し合う絆の郷土づくり

1. 人権の尊重
  - (1) 町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり
  - (2) 偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認め合うまちづくり
  - (3) 人権侵害の被害者を救済するまちづくり
  - (4) 人権課題別施策の推進
  - (5) 平和のまちづくりの推進
2. 男女共同参画社会
  - (1) 男女共同参画社会実現に向けた意識づくり
  - (2) 男女がともに活躍できる環境づくり
  - (3) 健やかで安心できる自立した生活づくり

**第6章** イノベーション戦略プラン 2.0 (重点施策)

**第1節** 産業活性化で、移く郷土をつくる

1. 地域資源を活かした観光地の競争力強化
2. 農産物ブランド化による成長戦略
3. 海外市場の拡大強化
4. 起業・経営安定支援
5. 働きやすい就業環境と担い手の確保

**第2節** 新しい人の流れで、住みたくなる郷土をつくる

1. 情報発信の強化による移住・定住の推進
2. 住環境の整備による移住・定住の推進
3. 経済的支援による移住・定住の促進
4. 新しい働き方支援による移住・定住の促進
5. 関係人口の創出・拡大

**第3節** 出会いから子育てまでのサポートで、希望がかなう郷土をつくる

1. 出会いのサポート
2. 妊娠・出産のサポート
3. 子育てのサポート
4. 児童育成・教育のサポート

**第4節** 魅力的なまちづくりで、活力あふれる郷土をつくる

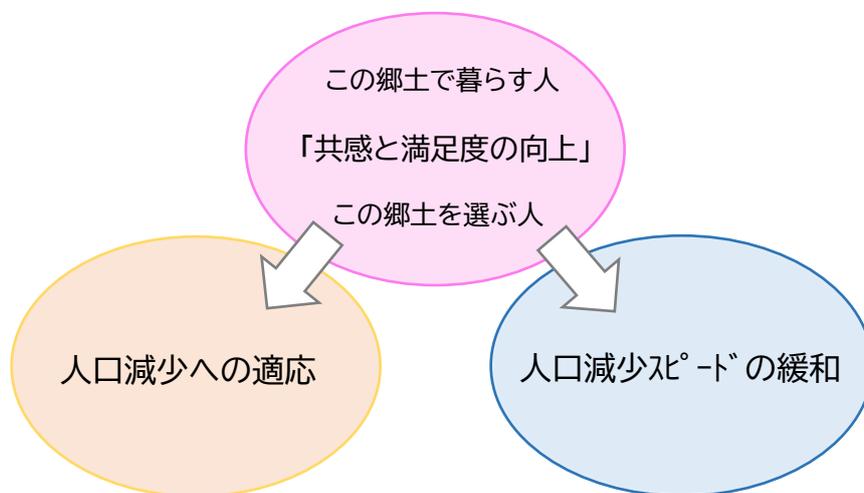
1. 安全・安心な生活圏の形成
2. 魅力的な地域圏の形成
3. 生涯学習・生涯スポーツの推進
4. 健康寿命の延伸

原則、基本計画の施策としますが、以下の内容を踏まえて変更を検討します。

①新たに優先して取り組む施策がある場合は、追加を検討します。

②時代に即した表現へ修正します。

～ 未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土を目指して～



第6次山ノ内町総合計画基本構想において定められたまちづくりの基本目標に対し、「脱炭素社会の実現」、「若者・外国人に選ばれる」、「稼げる」、「DX の推進」といった新たな視点を反映させる。

これらの要素を、現行の「イノベーション戦略プラン 2.0」における重点施策「人口減少・少子高齢化対策」と同等に位置づけ、横断的かつ重点的に取り組むため、戦略全体をアップデートし、新たに「イノベーション戦略プラン 3.0」として策定・展開する。

## 第2章 まちづくりの基本目標

町の将来像「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土」の実現に向けて取り組む、まちづくりの基本目標（まちづくりの5本の柱）を次のとおり定めます。

